

第2回 鉄道用地外からの災害対応検討会 発言概要

日時：令和元年11月5日（火）10：00～11：55

場所：中央合同庁舎3号館11階特別会議室

<座長の主な発言>

- ・ 構造物やインフラの姿かたちの点で鉄道と道路は酷似しており、災害の現象論としては道路が参考になる。一方、公的セクターか民間セクターかの違いという点では電気や通信の方が鉄道に近い。両方を勘案して制度設計しないと国民の負託に応えられないだろう。

<有識者の主な発言>

- ・ 災害時の場合における調査のための立入りは各制度で可能なのか。
- ・ 道路法第34条の主語が「道路管理者」となっており、国や地方公共団体を指すと思われる。よって、「必要な措置を命ずることが可能」という行政処分的な法文である。一方、電気事業法等は、事業者が民間事業者ということで、「必要な措置を命ずる」という法文ではなく、大臣の許可を受けて何々ができる、あるいは、大臣の許可を受けなくてもこういう場合はできるという立て付けになっている。よって、鉄道事業法で新しい制度をつくる時も、道路法をモデルにするよりは電気事業法等をモデルにする方がなじみやすいのではないか。
- ・ 鉄道の新制度として土地の立入りや一時使用、樹木等の伐採で十分なのか。緊急時は許可不要とし、事後報告の上での実施を認めるかが議論になりそうだ。

<鉄道事業者等の主な発言>

- ・ 台風19号の被害が甚大であったことから、地権者も早く復旧すべきであるという考えを共有できた。よって、地権者との協議が進まなかったことはなかった。

<関係省庁の事例紹介>

- ・ 道路法、電気事業法、電気通信事業法について説明。
- ・ 保安林制度の概要を説明。
- ・ 所有者不明土地問題に関する最近の取組について説明。